

議案第 5 号

橋本市税条例等の一部を改正する条例について

橋本市税条例等の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 26 年 6 月 9 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市税条例等の一部を改正する条例

(橋本市税条例等の一部改正)  
第 1 条 橋本市税条例(平成 18 年橋本市条例第 70 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

	改正後	改正前
(市民税の納稅義務者等)	(市民税の納稅義務者等)	第 23 条 略
2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下この節において「外国法人」という。)に対するこの節の規定の適用については、恒久的施設(法人税法第 2 条第 12 号の 18 に規定する恒久的施設をいう。)をもって、その事務所又は事業所とする。	2 外国法人に対するこの節の規定の適用については、その事業が行われる場所で地方税法施行令(昭和 25 年政令第 245 号。以下「令」という。)第 46 条の 4 に規定する場所をもってその事務所又は事業所とする。	第 23 条 略
3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、企方税法施行令(昭和 25 年政令第 245 号。以下「令」という。)第 47 条に規定する収益事業を行いうもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したもの)を含む。第 31 条第 2 項の表の第 1 号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。	3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、企方税法施行令(昭和 25 年政令第 245 号。以下「令」という。)第 47 条に規定する収益事業を行いうもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したもの)を含む。第 31 条第 2 項の表の第 1 号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人として、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。	(所得割の課税標準)
第 33 条 略	第 33 条 略	第 33 条 略
2～4 略	2～4 略	2～4 略
5 法第 23 条第 1 項第 17 号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下の項及び次項並びに第 34 条の 9 において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。	5 法第 23 条第 1 項第 16 号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下の項及び次項並びに第 34 条の 9 において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。	5 法第 23 条第 1 項第 16 号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下の項及び次項並びに第 34 条の 9 において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。
6 略 (法人税割の税率) 第 34 条の 4 法人税割の税率は、100 分の 12.1 とする。 (法人の市民税の申告納付)	6 略 (法人税割の税率) 第 34 条の 4 法人税割の税率は、100 分の 14.7 とする。 (法人の市民税の申告納付)	6 略 (法人税割の税率) 第 34 条の 4 法人税割の税率は、100 分の 14.7 とする。 (法人の市民税の申告納付)
第 48 条 略	第 48 条 略	第 48 条 略

2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外國法人が、外國の法人税等を課された場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき法人税割額から控除する。

### 3～4 略

5 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項について、同法第52条第1項において同じ。)の規定の適用を受けているものには、同法第75条の2第7項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項について、同法第75条の2第7項において同じ。)の規定の適用がある場合は、同法第75条の2第7項の規定の適用が適用する当該申告書に係る法人税額の課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額に応じて同条第1項の規定を適用する。

### 6 略

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)  
第52条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額に、当該申告書の提出期限までの期間に応じて同条第1項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額を加算して納付しなければならない。

### 2 略

第57条 法第348条第2項第10号から第10号の9までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けるとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産について

2 法の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外國法人が、法の施行地外にその源泉がある所得について、外國の法人税等を課された場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

### 3～4 略

5 法人税法第74条第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法第145条において準用する場合を含む。以下この項について、同法第52条第1項において同じ。)の規定の適用を受けているものには、同法第75条の2第7項(同法第145条において準用する場合を含む。以下この項について同じ。)の規定の適用がある場合は、同法第75条の2第7項の規定の適用が適用する当該申告書に係る法人税額の課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額に応じて同条第1項の規定の適用ができる。

### 6 略

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)  
第52条 法人税法第74条第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額に、当該申告書の提出期限までの期間に応じて同条第1項の規定により延長された当該申告書を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

### 2 略

第57条 法第348条第2項第10号から第10号の9までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けるとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産について

ては第 5 号及び第 6 号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第 10 号から第 10 号の 9 までに規定する事業又は施設(以下この条において「社会福祉事業等」という。)を経営する者の所有に属しないものである場合は、当該固定資産を当該社会福祉事業等を経営する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

(1)～(6) 略

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)

第 59 条 法第 348 条第 2 項第 3 号、第 9 号から第 10 号の 9 まで、第 11 号の 3 から第 11 号の 5 まで又は第 12 号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなつた場合又は有料で使用させることとなつた場合には、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならぬ。

(固定資産税の納期)

第 67 条 固定資産税の納期は、次のとおりとする。

第 1 期	5 月 16 日から同月 31 日まで
第 2 期	7 月 16 日から同月 31 日まで
第 3 期	12 月 16 日から同月 25 日まで
第 4 期	翌年 2 月 16 日から同月末日まで

2 略

(軽自動車税の税率)

第 82 条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1 台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が 0.05 リットル以下のもの又は定格出力が 0.6 キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000 円  
イ 2 輪のもので、総排気量が 0.05 リットルを超えるもの又は定格出力が 0.6 キロワット以下のもの又は定格出力が 0.6 キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 1,200 円  
ウ 2 輪のもので、総排気量が 0.09 リットルを超えるもの又は定格出力が 0.8 キロワットを超えるもの 年額 2,400 円

ては第 5 号及び第 6 号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第 10 号から第 10 号の 7 までに規定する事業又は施設(以下この条において「社会福祉事業等」という。)を経営する者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を経営する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

(1)～(6) 略

(固定資産税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)

第 59 条 法第 348 条第 2 項第 3 号、第 9 号から第 10 号の 7 まで、第 11 号の 3 から第 11 号の 5 まで又は第 12 号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなつた場合又は有料で使用させることとなつた場合には、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならぬ。

(固定資産税の納期)

第 67 条 固定資産税の納期は、次のとおりとする。

第 1 期	4 月 16 日から同月 30 日まで
第 2 期	7 月 16 日から同月 31 日まで
第 3 期	12 月 16 日から同月 25 日まで
第 4 期	翌年 2 月 16 日から同月末日まで

2 略

(固定資産税の税率)

第 82 条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1 台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が 0.05 リットル以下のもの又は定格出力が 0.6 キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 1,000 円  
イ 2 輪のもので、総排気量が 0.05 リットルを超えるもの又は定格出力が 0.6 キロワット以下のもの又は定格出力が 0.6 キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 0.09 リットル  
ウ 2 輪のもので、総排気量が 0.09 リットルを超えるもの又は定格出力が 0.8 キロワットを超えるもの 年額 1,600 円

エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあっては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。)で、総排気量0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるものの 年額 3,700円

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車	2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 <u>3,600円</u>
	3輪のもの 年額 <u>3,900円</u>
4輪以上のもの	
乗用のもの	
営業用 年額 <u>6,900円</u>	
自家用 年額 <u>10,800円</u>	
貨物用のもの	
営業用 年額 <u>3,800円</u>	
自家用 年額 <u>5,000円</u>	

(3) 2輪の小型自動車 年額 6,000円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 2,400円  
その他のもの 年額 5,900円

(3) 2輪の小型自動車 年額 6,000円

附 則

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項までの規定によりみなしして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第10項までの規定により特定贈与又は遺贈を行つた個人を含む。)を同法第40条第3項に規定する公益法人等とみなされる法人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるとところにより、これに同項に規定する財産(租税特別措置法第40条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得に同項に規定する財産(同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得

エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあっては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。)で、総排気量0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるものの 年額 <u>2,500円</u>

ア 軽自動車	2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 <u>2,400円</u>
	3輪のもの 年額 <u>3,100円</u>
4輪以上のもの	
乗用のもの	
営業用 年額 <u>5,500円</u>	
自家用 年額 <u>7,200円</u>	
貨物用のもの	
営業用 年額 <u>3,000円</u>	
自家用 年額 <u>4,000円</u>	
専ら雪上を走行するもの	年額 <u>2,400円</u>

イ 小型特殊自動車	農耕作業用のもの 年額 <u>1,600円</u>
	その他のもの 年額 <u>4,700円</u>
(3) 2輪の小型自動車	年額 <u>4,000円</u>

附 則  
(公益法人等に係る市民税の課税の特例)  
第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項までの規定によりみなしして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第10項までの規定により特定贈与又は遺贈を行つた個人を含む。)を同法第40条第3項に規定する公益法人等とみなされる法人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるとところにより、これに同項に規定する財産(租税特別措置法第40条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額に係る市民税の所得割を

の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

課する。

第 6 条 削除

(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)  
第 6 条 所得割の納税義務者の平成 17 年度以後の各年度分の市民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第 4 条第 1 項第 1 号に規定する居住用財産の譲渡損失の金額(以下第 3 項までにおいて「居住用財産の譲渡損失の金額」という。)がある場合には、当該居住用財産の譲渡損失の金額については、法附則第 34 条第 4 項後段及び第 6 項第 2 号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年以前 3 年内の年ににおいて生じた当該居住用財産の譲渡損失の金額以外の居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。  
2 前項の規定は、当該居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第 36 条の 2 第 1 項又は第 4 項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるとときはを含む。)に限り、適用する。  
3 所得割の納税義務者の前年以前 3 年内の年に生じた法附則第 4 条第 1 項第 2 号に規定する通算後譲渡損失の金額(この項の規定により前年前ににおいて控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。)は、当該納税義務者が前年 12 月 31 日において当該通算後譲渡損失の金額に係る租税特別措置法第 41 条の 5 第 7 項第 1 号に規定する買換資産に係る同項第 4 号に規定する住宅借入金等の金額を有する場合において、居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の市民税について前項の申告書を提出した場合であつて、その後の年度分の市民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第 36 条の 2 第 1 項又は第 4 項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 5 項第 1 号の規定により読み替えて適用される同条第 5 項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出しているときは、法附則第 34 条第

<p>4 項後段の規定にかかるわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る年度分の市民税に係る附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除するた だし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が3,000万円を超える年 度分の市民税の所得割については、この限りでない。</p>	<p>4 附則第16条の4第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用には、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額(附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。)」とし、附則第17条第1項、第18条第1項、第19条第1項又は第20条の2第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用には、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額(附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第20条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。)」とする。</p> <p>5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるとところによる。</p> <p>(1) 第36条の2第5項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は附則第6条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「第1項の申告書又は同条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式(別表)による申告書」とする。</p> <p>(2) 第36条の3の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書」とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第41条の5第12項第3号の規定により読み替えて適用される所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。)」と、「又は第3項から第5項まで」とあるのは「第3項若しくは第4項又は附則第6条第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「第3項若しくは第4</p>
--	---

項又は附則第6条第1号の規定により読み替えて適用される前条第5項」とする。

(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第6条の2 所得割の譲渡損失の計算上生じた法附則第4条の2第1項第1号に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第4条の2第1項第1号に規定する特定居住用財産の譲渡損失の金額(以下第3項までにおいて「特定居住用財産の譲渡損失の金額」という。)がある場合には、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額については、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年以前3年内の年ににおいて生じた特定居住用財産の譲渡損失の金額以外の特定居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

2 前項の規定は、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これら申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるとときを含む。)に限り、適用する。

3 所得割の納税義務者の前年以前3年内の年に生じた法附則第4条の2第1項第2号に規定する清算後譲渡損失の金額(この項の規定により前前ににおいて控除されたものを除く。以下この項において「清算後譲渡損失の金額」という。)は、特定居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について前項の申告書を提出した場合であって、その後の年度分の市民税について清算して清算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第5項第1号の規定により読み替えて適用される同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出しているときに限り、法附則第34条第4項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る年度分の市民税に係る附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第18条第1項に規定する短期譲

<p>渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が3,000万円を超える年度分の市民税の所得割については、この限りでない。</p> <p>4 附則第16条の4 第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用にについては、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第16条の4 第1項に規定する士地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額(附則第16条の4 第1項に規定する士地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。)」とし、附則第17条第1項、第18条第1項、第19条第1項又は第20条の2 第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額(附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第20条の2 第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらとの金額を含む。)」とする。</p>
<p>5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第36条の2 第5項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は附則第6条の2 第3項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「、第1項の申告書又は同条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式(別表)による申告書」とする。</p> <p>(2) 第36条の3の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書」とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第41条の5の2 第12項第3号の規定により読み替えて適用される所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。)」と、「又は第3項から第5項まで」とあるのは「、第3項若しくは第4項又は附則第6条の2 第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「、第3項若しくは第4項又は附則第6条の2 第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第5項」とする。</p> <p>(阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例)</p>

<p>第 6 条の 3 所得割の納税義務者の選択により受けた損失の金額については、平成 6 年において生じた法第 314 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、 第 34 条の 2 の規定により控除された金額に係る当該阪神・淡路大震災により受けた損失の金額は、その者の平成 8 年度分以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成 7 年において生じなかつたものとみなす。</p>	<p>前項の場合において、第 34 条の 2 の規定により控除された金額に係る阪神・淡路大震災により受けた損失の金額のうちに、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第 48 条の 6 第 1 項に規定する親族に係る前項に規定する損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該親族の平成 8 年度以降の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成 7 年において生じなかつたものとみなす。</p>	<p>第 1 項の規定は、平成 7 年度分の第 36 条の 2 第 1 項又は第 4 項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。)に第 1 項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これら申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。</p>
--	--	--

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第 7 条の 4 第 34 条の 7 の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第 314 条の 7 第 2 項第 2 号若しくは第 3 号に掲げる場合には該当する場合又は第 34 条の 3 第 2 項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納稅義務者の前年中の所得について、附則第 16 条の 3 第 1 項、附則第 16 条の 4 第 1 項、附則第 17 条第 1 項、附則第 18 条第 1 項、附則第 19 条第 1 項、附則第 20 条の 2 第 1 項又は附則第 20 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けるときは、第 34 条の 7 第 2 項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第 5 条の 5 第 2 項(法附則第 5 条の 6 第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第 8 条 昭和 57 年度から平成 30 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 6 条第 4 項に規定する場合において、第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までの及びその時までに提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第 25 条第 1 項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことにてやむを得ない理由があると市長が認めるとときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 及び 3 略

(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)

第 10 条の 2 法附則第 15 条第 2 項第 1 号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 1 とする。

2 法附則第 15 条第 2 項第 2 号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

3 法附則第 15 条第 2 項第 3 号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

4 法附則第 15 条第 2 項第 6 号に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。

5 法附則第 15 条第 8 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。

6 法附則第 15 条第 37 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。

7 法附則第 15 条第 38 項に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けるとする者がすべき申告)

第 10 条の 3 略

2~8 略

9 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第 8 条 昭和 57 年度から平成 27 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 6 条第 4 項に規定する場合において、第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までの及びその時までに提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第 25 条第 1 項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことにてやむを得ない理由があると市長が認めるとときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 及び 3 略

(法附則第 15 条第 2 項第 6 号等の条例で定める割合)

第 10 条の 2

第 10 条の 2

第 10 条の 2 法附則第 15 条第 2 項第 6 号に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。  
2 法附則第 15 条第 2 項第 2 号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。  
3 法附則第 15 条第 2 項第 3 号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。  
4 法附則第 15 条第 2 項第 6 号に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。  
5 法附則第 15 条第 8 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。  
6 法附則第 15 条第 37 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。  
7 法附則第 15 条第 38 項に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けるとする者がすべき申告)

第 10 条の 3 略

2~8 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けるとする者がすべき申告)

第 10 条の 3 略

2~8 略

9 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が

完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規

則附則第 7 条第 11 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号)第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 24 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならぬ。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 耐震改修が完了した年月日

(5) 施行規則附則第 7 条第 11 項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 耐震改修が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができた理由  
(軽自動車税の特例)

第 16 条 法附則第 30 条第 1 項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第 82 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 82 条第 2 号ア	3,900 円	4,600 円
	6,900 円	8,200 円
	10,800 円	12,900 円
	3,800 円	4,500 円
	5,000 円	6,000 円

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第 17 条の 2 昭和 63 年度から平成 29 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項における譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用の適用を受ける市民税の所得に相当する譲渡所得金額に係る課税の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じて同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対し課する市民税の所得割の額は、同項の規定に定める金額に相当する額とする。

(1) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 当該課税长期譲渡所得金額の 100 分の 2.4 に相当する金額

(2) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

48 万円

イ 当該課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 100 分の 3 に相当する金額

2 前項の規定は、昭和 63 年度から平成 29 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡(法附則第 34 条の 2 第 5 項において同じ。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に對する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第 34 条の 2 第 9 項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 略 (一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 19 条 当分の間、所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第 37 条に規定する譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第 17 条の 2 昭和 63 年度から平成 26 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項における譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける市民税の所得に相当する譲渡所得金額に係る課税長期譲渡所得金額に対し課する市民税の所得割の額は、同項の規定に定める金額に相当する額とする。

(1) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 当該課税长期譲渡所得金額の 100 分の 2.4 に相当する金額

(2) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

ア 48 万円  
イ 当該課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 100 分の 3 に相当する金額

2 前項の規定は、昭和 63 年度から平成 26 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡(法附則第 34 条の 2 第 5 項において同じ。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に對する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第 34 条の 2 第 9 項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)  
第 19 条 当分の間、所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第 37 条に規定する譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかる譲渡所得等の金額とし、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第5項に定めるところにより計算した金額(以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、一般株式等に係る譲渡所得等の金額(一般株式等に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合は、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

## 2 略 (上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第19条第1項」とあるのは「附則第19条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「第37条の10第1項」とあるのは「第37条の11第1項」と読み替えるものとする。

## (非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例)

第19条の3 略  
2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し(振替によるものを含む。以下この項において同じ。)があつた場合には、当該払出しがあつた非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第18条の6の2第2項で定める金額(以下この項において「払出し時の金額」という。)により非課税上場株式等に係る移管、返還又は廃止による非課税上場株式等の払出しがあつた非課税口座を開設し、又は開設していた市民税の所得割の納稅義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還又は廃止に相当する数の当該非課税口座内上場株式等の数に相当する市民税の所得割を課する。

第10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第33条及び第34条の3の規定にかかる譲渡所得等の金額とし、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第5項に定めるところにより計算した金額(以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、一般株式等に係る譲渡所得等の金額(一般株式等に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合は、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

## 2 略 (上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の2 略  
2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第19条第1項」とあるのは「附則第19条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第37条の11第6項の規定」により読み替えて準用される同法」と読み替えるものとする。

第19条の3 略  
2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し(振替によるものを含む。以下この項において同じ。)があつた場合には、当該払出しがあつた非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第18条の6の2第2項で定める金額(以下この項において「払出し時の金額」という。)により非課税上場株式等に係る移管、返還又は廃止による非課税上場株式等の払出しがあつた非課税口座を開設し、又は開設していた市民税の所得割の納稅義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還又は廃止に相当する数の当該非課税口座内上場株式等の数に相当する市民税の所得割を課する。

<p>の株式等の取得をしたものと、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあつた非課税口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納稅義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみなして、前項及び附則第19条の規定その他の条例この条例の規定を適用する。</p> <p>(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>	<p>第21条 第56条の規定は、法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について法附則第41条第3項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財團法人について準用する。この場合において、第56条中「公益社団法人若しくは公益財團法人」とあるのは、「公益社団法人若しくは公益財團法人又は公益社団法人とみなされる法人を含む。」とする。</p>	<p>2 第56条の規定は、法附則第41条第11項第1号から第5号までに掲げる固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者について適用する。この場合において、第56条中「公益社団法人若しくは公益公益財團法人」とあるのは、「法附則第41条第11項に規定する移行一般社団法人等」と読み替えるものとする。</p> <p>第21条の2 法附則第41条第15項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受ける者が法附則第41条第15項に規定する書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第9項に規定する特定移行一般社団法人等(以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。)に該当することを明らかにする書類</p> <p>(2) 次に掲げる事項を記載した書類</p> <p>ア 法附則第41条第9項の規定の適用を受ける土地の所在地番、地目及び地積並びにその用途 イ 法附則第41条第9項の規定の適用を受ける家屋の所在家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途 ウ 法附則第41条第9項の規定の適用を受ける償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途</p>
---	---	--

(東日本大震災に係る雑損控除額等の特例)

- 第 22 条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第 42 条第 3 項に規定する特例損失金額(以下この条において「特例損失金額」という。)に規定しては、平成 22 年において生じた法第 314 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができます。この場合において、第 34 条の 2 の規定により控除された金額に係る当該特例損失金額は、その者の平成 24 年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成 23 年において生じなかつたものとみなす。
- 2 前項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第 34 条の 2 の規定により控除された金額に係る特例損失金額が平成 24 年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成 23 年」とあるのは、「当該特例損失金額が生じた年」とする。
- 3 第 1 項前段の場合において、第 34 条の 2 の規定により控除された金額に係る特例損失金額のうちに、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第 48 条の 6 第 1 項に規定する親族の有する法附則第 42 条第 3 項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この条において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成 24 年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成 23 年において生じなかつたものとみなす。
- 4 第 1 項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第 34 条の 2 の規定により控除された金額に係る親族資産損失額が平成 24 年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定については、同項中「平成 23 年」とあるのは、「当該親族資産損失額が生じた年」とする。
- 5 第 1 項の規定は、平成 23 年度分の第 36 条の 2 第 1 項又は第 4 項の規定による申告書(その提出期限において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。)に第 1 項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの中告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)

第22条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)により滅失(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例において「震災特例法」という。)第29号。以下この項及び次条において「震災特例法」という。)第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。)をしたことによってその居住の用に供することができなくなつた所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されたいた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。)をした場合には、附則第17条第1項中「第36条」とあるのは「第36条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法第31条の1項」とあるのは「租税特別措置法第31条第1項」と、附則第17条の2第3項中「第37条の9の5まで」とあるのは「第37条の9の5まで(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、附則第17条の3第1項中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「第36条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、附則第17条の3第1項中「第36条」とあるのは「第36条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」と、附則第18条第1項中「第36条」とあるのは「第36条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法第32条第1項」とあるのは「租税特別措置法第32条第1項」として、附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの中の申告書にその記載がないこ

<p>どについてやむを得ない理由があると市長が認めるとときを含む。)に限り、適用する。</p>
<p>(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例)</p>
<p>第 23 条 所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき震災特例法第 13 条第 1 項の規定の適用を受けた場合には、附則第 7 条の 3 及び附則第 7 条の 3 の 2 の規定の適用については、附則第 7 条の 3 第 1 項中「租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に適用される法律(平成 23 年法律第 29 号)第 13 条第 1 項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第 41 条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第 41 条の 2 の 2」と、「法附則第 5 条の 4 第 6 項」とあるのは「法附則第 45 条第 3 項の規定により読み替えて適用される法附則第 5 条の 4 第 6 項」と、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に適用される法律第 13 条第 1 項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第 41 条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第 41 条の 2 の 2」と、「法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」とあるのは「法附則第 45 条第 3 項の規定により読み替えて適用される法附則第 5 条の 2 第 5 項」と、同条第 2 項第 2 号中「租税特別措置法第 41 条の 2 の 2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に適用される法律第 13 条第 1 項の規定により適用される租税特別措置法第 41 条の 2 の 2」とする。</p>
<p>2 所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき震災特例法第 13 条第 3 項若しくは第 4 項又は第 13 条の 2 第 1 項から第 5 項までの規定の適用を受けた場合における附則第 7 条の 3 及び第 7 条の 3 の 2 の規定の適用については、附則第 7 条の 3 第 1 項中「法附則第 5 条の 4 第 6 項」とあるのは「法附則第 45 条第 4 項第 4 項の規定により読み替えて適用される法附則第 5 条の 4 第 6 項」と、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」とあるのは「法附則第 45 条第 4 項第 4 項の規定により読み替えて適用される法附則第 5 条の 4 第 6 項」とする。</p> <p>(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p>

(個人の市民税の税率の特例等)  
第23条 略

(個人の市民税の税率の特例等)  
第25条 略

(橋本市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 橋本市税条例の一部を改正する条例(平成26年橋本市条例第5号。以下「一部改正条例」という。)の一部を次のように改正する。

附則第20条の5を削る改正の次に次の改正を加える。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>第21条の2 法附則第41条第8項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第8項に規定する特定移行一般社団法人等(以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。)に該当することを明らかにする書類</p> <p>(2) 次に掲げる事項を記載した書類</p> <p>ア 法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</p> <p>イ 法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</p> <p>ウ 法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途</p>	<p>第21条の2 法附則第41条第9項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第9項に規定する特定移行一般社団法人等(以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。)に該当することを明らかにする書類</p> <p>(2) 次に掲げる事項を記載した書類</p> <p>ア 法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</p> <p>イ 法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</p> <p>ウ 法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途</p>

一部改正条例中附則を次のように改める。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
-----	-----

<p><b>附 則</b></p> <p>(施行期日)</p> <p>この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>附則第7条の4、第16条の3及び第19条から第20条の5までの改正規定(附則第20条の4第5項第3号の改正規定中「に係る」の下に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。)並びに次条第3項の規定</u> 平成29年1月1日</p>	<p><b>附 則</b></p> <p>(施行期日)</p> <p>この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>附則第7条の4第1項、第16条の3及び第19条から第20条の5までの改正規定並びに次条第3項の規定</u> 平成29年1月1日</p>
--	--

### 附 則

#### (施行期日)

- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定及び次条第7項の規定 平成26年10月1日
- (1) 第1条中橋本市税条例第34条の4の改正規定及び第19条の3第2項の改正規定、第22条から第23条までを削る改正規定並びに附則第24条を附則第22条とし、附則第25条を附則第23条とする改正規定並びに次条第2項及び第3項の規定 平成27年1月1日
  - (3) 第1条中橋本市税条例第82条の改正規定並びに附則第4条及び第6条(第1条の規定による改正後の橋本市税条例(以下「新条例」という。)附則第16条に係る部分を除く。)の規定 平成27年4月1日
  - (4) 第1条中橋本市税条例第23条、第48条、第52条第1項及び附則第16条に係る部分に限る。)の規定 平成28年4月1日
  - (5) 第1条中橋本市税条例第33条第5項、附則第7条の4、第19条第1項及び第19条の2第2項の改正規定 平成29年1月1日
- (市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第4条の2の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第19条の3第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

- 4 新条例第33条第5項、附則第7条の4及び第19条第1項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 5 新条例附則第19条の2第2項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 6 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の規定による部分は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
- 7 新条例第34条の4の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
- (固定資産税に関する経過措置)
- 63 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 64 2 新条例第57条及び第59条の改正の規定は、平成26年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律(平成26年法律第4号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)第348条第2項第10の2項及び第10の4項に規定する固定資産に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例附則第10条の2第1項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第1号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第10条の2第2項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第2号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第10条の2第3項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第3号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例附則第10条の2第6項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第37項に規定する施設に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

7 新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第38項に規定する機器に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

8 新条例附則第10条の3第9項の規定は、平成26年4月1日以後に耐震改修が行われる同項に規定する耐震基準適合家屋に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

#### (軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第82条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第5条 新条例附則第16条の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対する軽自動車税に係る新条例附則第16条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の十二月」とする。

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第82条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第82条第2号ア	3,900円	3,100円
6,900円		5,500円
10,800円		7,200円
3,800円		3,000円
5,000円		4,000円
新条例附則第16条の表以外の部分	第82条	橋本市税条例等の一部を改正する条例 (平成26年橋本市条例第 号。以下この条において「平成26年改正条例」と

新条例附則第16条の表第82条 第2号アの項	第82条第2号ア	いう。)附則第6条の規定により読み替 えて適用される第82条	
		平成26年改正条例附則第6条の規定に より読み替えて適用される第82条第2 号ア	
3,900円	3,900円	3,100円	3,100円
6,900円	6,900円	5,500円	5,500円
10,800円	10,800円	7,200円	7,200円
3,800円	3,800円	3,000円	3,000円
5,000円	5,000円	4,000円	4,000円